

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
有限会社エムシステム	青森県弘前市茂森新町 3 - 1 - 1 1

2 指名停止措置期間：

有限会社エムシステム 令和 3 年 2 月 8 日～令和 3 年 6 月 7 日（4 ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事 実 概 要：

上記有資格者の取締役は、青森県中津軽郡西目屋村発注の給食センター備品の賃貸借契約を巡り、西目屋村長に働きかけて自社が落札するよう見積もり業者を選定させ、不正に落札させたとして、令和 2 年 1 2 月 3 日、公契約関係競売入札妨害の容疑で青森県警に逮捕された。

5 指名停止措置理由：

上記のことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等要領」（平成30年7月12日付け環境会発第1807124号）（以下「要領」という。）別表 2 第 1 0 号に該当する。

このことから、本件については 4 ヶ月の指名停止措置を行うものである。

物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領 別表第 2

措 置 要 件	期 間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 10. 他の公共機関の職員が締結した請負契約に関し、代表役員等が公契約関係競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3 ヶ月以上 1 2 ヶ月以内